

## (仮称)墨田区障害施策に関する政策条例検討会

### 議題1 条例制定の背景について

#### (1) 障害者基本法の改正

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない。」

また、同法第22条では、国・地方公共団体は、障害のある方の意思疎通のための情報保障施策を講じなければならないとされています。

#### (2) 墨田区の状況

平成26年には手話言語法の制定を求める意見書が区議会に提出されたほか、全国約400の首長が参加する手話言語法の制定を求める手話言語市区長会には、山本区長も参加しています。こうした中で、区議会では障害施策に関する条例制定を求める声が高まりを見せています。